

改正道路交通法施行令

令和2年6月30日 施行

自転車は「車両」。法律上では、自動車やバイクとそう変わらない位置にある乗り物です。以前から規定されている、自転車を対象にした危険行為（14項目）は次の通りです。

- 1.信号無視
- 2.遮断踏切立ち入り
- 3.指定場所一時不停止等
- 4.歩道通行時の通行方法違反
- 5.制動装置不良自転車運転
- 6.酒酔い運転
- 7.通行禁止違反
- 8.歩行者用道路における車両義務違反
- 9.通行区分違反
- 10.路側帯通行時の歩行者通行妨害
- 11.交差点安全進行義務違反
- 12.交差点優先者妨害等
- 13.環状交差点安全進行義務違反等
- 14.安全運転義務違反（スマホを見ながらの「ながら運転」も「安全運転義務違反」）

各クラスで生徒に指導しました。
ご家庭でも、ご指導をよろしく
お願いします。



14歳以上の自転車ドライバーが危険行為を行い、悪質と判断された場合には、略式起訴、そして罰金刑などの刑事罰が科せられる可能性があります。

悪質とは・・・

- ・警察官の停止命令を無視し逃げたり、事情聴取に応じない、反抗的な態度をとるなど
- ・歩行者を対象とした事故を起こし、その事故の原因が危険行為によるものである場合

★★ 新しく追加される、あおり運転の内容とは ★★

15項目めに「妨害行為」として自転車のあおり運転を規定する内容（7項目）が追加されました。

自動車やバイク、または他の自転車の通行を妨げる目的での

- ①逆走をして進路を塞ぐ
- ②幅寄せ
- ③進路変更
- ④不必要な急ブレーキ
- ⑤ベルをしつこく鳴らす
- ⑥車間距離不保持
- ⑦追い越し違反

以前から、第三中学校の生徒の自転車運転について、「危険である」「道路いっぱいになって、迷惑」「注意しても改めない」等の苦情も来ています。

本日から罰則規定があらためられたことをふまえ、一層安全運転を心がけましょう。